

(公開用)

諮問番号：令和３年度諮問第７号

答申番号：令和４年度丹個情答申第１号

答申書

第１ 審査会の結論

本件審査請求は棄却する。

第２ 事案の概要

１ 本件開示請求

審査請求人は、令和３年５月１３日、丹波市長（以下「処分庁」という。）に対して、審査請求人が丹波市の相談支援センター（事業所名：〇〇）に相談した内容をまとめた書面の写し（令和２年度から令和３年度のもの）の開示を求めた（以下「本件開示請求」という。）。

２ 本件部分開示決定

本件開示請求に対し、処分庁は、同年５月２５日、相談支援専門員（〇〇〇〇氏）作成の日誌履歴（以下「本件日誌」という。）と題する書面（なお、本件日誌は、相談支援事業を行う事業者が、丹波市に対して、月別実績報告書として提出する書面であり、本件日誌が、審査請求人が開示を求める情報が記載された文書であることに争いはない。）を開示したが、丹波市個人情報保護条例（以下「本条例」という。）第１５条第７号に基づき、その一部を不開示とする部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）をした。

処分庁は、同年６月２日、本件部分開示決定に基づき、開示文書の写しを審査請求人に郵送により交付した。

3 本件審査請求

審査請求人は、同年7月29日、処分庁に対して、本件開示請求に対する本件部分開示決定を取り消し、不開示情報（以下「本件不開示情報」という。）を開示すべきであるとして、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

審査請求人は、審査請求の理由として、「開示された書類の黒ぬり部分は、なぜそうされたのか知りたい（特に最初の大きな黒ぬり部分について）」「〇〇氏との面談の時、市に報告する事を知らされなかった。」旨主張している。

4 本件審査請求後の手続

（1） 同年8月26日、処分庁から当審査会に対して、本件審査請求について諮問があった。

（2） 同日、処分庁は、審査会に対し、弁明書を提出し、概要、以下のとおり弁明した。

本件日誌は、市が行う相談支援事業において、対象者の相談経過を市と共有することにより、支援を効果的に進めることなどを目的に作成されたもので、作成者である相談支援専門員の評価、判断等を含むものである。作成にあたって、対象者が閲覧することを想定した特段の配慮はなされていない。

本件不開示情報は、審査請求人からの相談に対して、援助を行う相談支援専門員が、障がいのある人に対する専門的な援助技術を用いて必要な支援を行った内容や、相談支援専門員の見解が記載されている部分である。これを審査請求人の閲覧に供することとすると、その記載内容及び表現によっては審査請求人の誤解をまねき、ひいては相談支援専門員と審査請求人との間の信頼関係が損なわれることも考えられ、これにより支援に著しい支障が生じることが予想される。

また、これらの内容が公開されるということになれば、今後、相談支援専門員が、評価、判断等をありのままに記載することを避け、穏当な表現を用

いたり、負の要因について記載をしなくなったりすることが考えられる。これにより月別実績報告書の内容が形骸化することも予想され、相談支援事業が十分に機能しなくなることにつながる。

以上から、相談支援事業の今後の安定的な事業運営に支障を及ぼすおそれがあることから、本件不開示情報は本条例第 15 条第 7 号の規定に該当する。

(3) 当審査会は、審査請求人に対し、処分庁の弁明に対する反論があれば提出するよう求めたが、審査請求人から反論書面の提出はなかった。

(4) 当審査会は、処分庁より、本件不開示情報の開示を受け、その内容を個別に検討した。

第3 争点

本件審査請求の争点は、本件不開示情報が、本条例第 15 条第 7 号に該当するかどうかである。

第4 審査会の判断

1 関係法規

本条例第 13 条は、「何人も、実施機関の長に対し、自己の個人情報について、開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる」と定める。

また、本条例第 15 条は、「実施機関の長は、開示請求に係る個人情報が必要な各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）である場合は、当該個人情報を開示しないことができる」と定め、不開示情報は第 1 号から第 7 号まで規定されている。

そして、同条第 7 号は「実施機関若しくは国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。

2 本件不開示情報の本条例第 15 条第 7 号該当性について

当審査会が、本件不開示情報を個別に検討したところ、本件不開示情報は、相談支援専門員の評価を記載したもの、審査請求人の発言または発言の要約を記載したもの、関係機関との連携調整の内容を記載したものである。

このような本件不開示情報の内容のほか、相談支援事業及び本件日誌の作成目的、審査請求人の心身の状況等に鑑みれば、本件不開示情報は、いずれも、それを開示することにより、審査請求人との信頼関係を損ない、相談支援事業に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報は、本条例第 15 条第 7 号に規定する不開示情報に該当する。なお、審査請求人は、相談支援専門員との相談内容を市に報告する事を知らされていなかったとするが、仮にそうであったとしても、上記結論は左右されない。

3 結論

以上のとおり、本件不開示情報は、本条例第 15 条第 7 号に規定する不開示情報に該当するから、本件審査請求は棄却する。

令和 4 年 4 月 25 日

丹波市個人情報保護審査会

会 長 長崎 良太

会長職務代行者 山下 淳

委 員 松尾 信幸

委 員 岸部 勇

委 員 山本 登